

支所へ・本庁間

遠隔相談窓口システム

令和7年12月からサービスを開始します。



令和7年12月から各支所に遠隔相談窓口を設置し、テレビ会議形式で本庁職員が直接対応できるようになります。

本庁舎まで行くことなく、最寄りの支所で相談などができます。

遠隔相談窓口とは

離れた場所にある担当課(本庁)の職員とモニター越しに行政相談や各種手続きができます。

- ・設置してある「書画カメラ」で、身分証明書の確認や申請書の内容を確認することができます。
- ・モニターに記入例や作成中の申請書を映し出し、職員と共有することができます。
- ・複数の課に用件があるときは、そのまま他の課の担当者に転送することができます。
- ・対応する職員が端末を操作しますので、市民の皆様の操作は必要ありません。



全8支所に設置

注意事項

- ・利用時間：平日の午前8時30分から正午、午後1時から午後5時
- ・証明書発行など、一部対応できない手続や相談内容があります。
- ・性質上、モニター越しでは困難な相談等に対応できません。
- ・本庁窓口の混雑等により、つながるまでお時間をいただく場合がございます。

遠隔相談窓口システムの利用方法



- ・窓口システムが設置してあるブースまで職員がご案内します。
 - ・機器の操作は、支所の職員がサポートしますので、お気軽にご利用ください。
- ① 支所から希望部署への接続
 - ・モニターに表示された課名から、希望する部署を選んでタッチしてください。
 - ② 手続き・相談を行う
 - ・本庁の担当職員と、テレビ電話でつながります。
 - ・お互いの顔が見えるため、安心してやり取りできます。
 - ③ 申請書などの書類の確認を行う
 - ・手元の書類を映し出すことができるため、スムーズに手続きや相談を進めることができます。

遠隔相談窓口のメリット

- ・市役所本庁までの移動負担の軽減
- ・書類を見せながら相談が可能
- ・書類を提出する前に記載内容の確認が可能
- ・将来的な行政サービスの提供維持

対象手続き等(一例)

- 戸籍住基に関する問合せ
- 税関係
- 福祉相談
- 健康相談 など

詳しい内容は、各担当課にお尋ねください。